

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、香川町南部土地改良区の土地改良事業（非補助土地改良事業（ほ場整備）王子原地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を高松市産業経済部土地改良課において平成22年5月13日から平成22年6月2日まで縦覧に供する。

平成22年5月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀